

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号

(本社事務所
東京都渋谷区初台一丁目46番3号
(シモモトビル))

太洋物産株式会社

代表取締役社長 柏 原 滋

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月26日(月曜日)午後5時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年12月27日(火曜日)午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目5番8号
機械振興会館 地下2階 ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 第76期(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)事業報告、計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 株式併合の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.taiyo-bussan.co.jp/>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ・事業報告の 「業務の適正を確保するための体制」
- ・計算書類の 「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

◎本定時株主総会招集ご通知に添付しております株主総会参考書類、事業報告および計算書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.taiyo-bussan.co.jp/>)に掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主様への粗品等のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書類)

事業報告

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

第76期事業年度における我が国の経済は、企業の業況等は好調を持続していることから穏やかな景気回復は継続していると考えられておりますが、原油価格低迷によって物価全般も抑制され、個人消費の減速傾向は続いており、アジア新興国等の経済の減速など海外での先行きも不透明感が拭えず、景気回復の実感が乏しい中での第76期事業年度末を迎えました。

このような環境の下、当社の主要商材である鶏肉につきましては、円高の影響等により需要に比して輸入量が増加し国内在庫も高水準のまま推移したことから市場価格の低迷が続き、利益を確保することが難しい状況となりました。牛肉につきましては、牛肉価格の高止まりが継続し、消費需要に影響が現れはじめ、第76期事業年度末に向け需要が停滞したことから、取扱数量・売上高とも減少いたしました。中国向け車輛部品の輸出は、日本製への信頼から根強い需要があり順調に推移しました。加工食品につきましては、タイ産を中心に外食産業向けに取扱数量・売上高とも堅調で、化学品等の輸出につきましては円高と原油価格低迷の影響の中、第76期事業年度末にかけて新しい販売契約の締結があったことから取扱数量・売上高とも増加しました。

この結果、当第76期事業年度における売上高は202億90百万円(前事業年度比 17.2%減)となりました。営業損益につきましては、主力の鶏肉において輸入量の増加と円高の影響により市場価格が低迷し利益確保が難しかったことや当期に発生したクレーム代金の入金が遅れ、期間内に会計処理ができなかったこと、また営業開拓部に属する総合食品チームで取り扱う牛肉では特定部位の販売で一時的な赤字販売を余儀なくされたこと等で、営業損失が4億34百万円(前事業年度は 営業利益1億27百万円)となり、経常損失5億30百万円(前事業年度は 経常利益73百万円)、当期純損失5億8百万円(前事業年度は 当期純利益70百万円)となりました。

(2) 事業部門別の概況

次に事業部門別の概況をご報告申し上げます。

(食料部)

鶏肉につきましては、他の食肉に比べ安価であることから国内需要は減少しておらず取扱数量は確保できたものの、円高の影響で輸入量の増加が止まらず、加えて国内在庫の減少が見られないことから相場の低迷が続き、販売単価を思うように上げることができず売上高は減少しました。牛肉につきましては、当第76期事業年度後半におきまして、牛肉価格の高止まりの影響で消費が伸びず、取扱数量・売上高とも減少しました。ハム・ソーセージの原材料となる畜肉調製品につきましては、一般家庭での消費が低迷し、メーカー側の生産調整等もあり、取扱数量・売上高とも減少しました。

この結果、当第76期事業年度での売上高は、124億32百万円(前事業年度比 24.2%減)となりました。

(営業開拓部)

中国向け車輛部品につきましては、日本製への信頼は厚く、需要も根強いことから取扱数量・売上高とも順調でありましたが、期中で中国側の通関手続き等に変更があり、その対応に手間取ったことから当事業年度末にかけ船積みが滞り気味となり伸び悩みました。農産品につきましては、中国産大豆は相場低迷の中での営業となり取扱数量・売上高とも低迷しましたが、玄蕎麦は国産品の品薄感から輸入物への需要が根強く、取扱数量・売上高とも増加しました。化学品につきましては、円高と原油価格の低迷から輸出環境は良くはなかったものの、取扱商品の中で順調に販売ができる成約があったことから、第76期事業年度末に向け取扱数量・売上高を伸ばすことができました。

総合食品チームが取り扱う畜肉等の加工食品全般につきましては、タイ産の加熱加工食品を中心に外食向けの商品が堅調に推移しており、中国産の加工品につきましても商品開発提案等を積極的に行い、取扱数量・売上高とも回復してきております。当チームで取り扱う牛肉・牛肉内臓類等につきましては、三国間貿易のオーストラリア産和牛は供給量が少なく確保も難しかったことから取扱数量・売上高とも低迷しました。

この結果、当第76期事業年度での売上高は、73億38百万円(前事業年度比 6.1%減)となりました。

(生活産業部)

スーパー・量販店向け豚肉及び豚肉加工品につきましては、昨年のような豚流行性下痢ウイルス(PEDV)の発生やアメリカ西海岸の港湾ストライキもなく、当第76期事業年度を通じて僚品である牛肉価格が高めに推移したことから需要が高まり取扱数量・売上高とも増加いたしました。

この結果、当第76期事業年度での売上高は、5億19百万円(前事業年度比 71.7%増)となりました。

[事業部門別売上高]

(単位：百万円)

	第 75 期 (平成27年度) 平成26年10月1日から 平成27年9月30日まで		第 76 期 (平成28年度) 平成27年10月1日から 平成28年9月30日まで		前事業年度比	
		構成比		構成比	増減額	増減率
食料部	16,403	66.8%	12,432	61.2%	△3,970	△24.2%
営業開拓部	7,819	31.8	7,338	36.1	△480	△6.1
生活産業部	302	1.2	519	2.5	217	71.7
合計	24,525	100.0	20,290	100.0	△4,234	△17.2

(3) 対処すべき課題

第76期事業年度におきまして、当社の主要商材である鶏肉につきましては、円高の影響等により需要に比して輸入量の増加が増加する一方、国内在庫も高水準のまま推移したことから市場価格が低迷し、利益を確保することが難しい状況となり、牛肉につきましても、牛肉価格の高止まりが継続し、消費需要に影響が現れはじめ、第76期事業年度末に向け停滞したことから、取扱数量・売上高とも減少いたしました。

この結果、当第76期事業年度における売上高は202億90百万円(前事業年度比 17.2%減)となり、営業損益につきましては、主力の鶏肉において輸入量の増加と円高の影響により市場価格が低迷し、営業開拓部に属する総合食品チームで扱う牛肉では特定部位の販売で一時的な赤字販売を余儀なくされたこと、回収予定であったクレーム代金等の入金が遅れ、当第4四半期会計期間末までに会計処理ができなかったこと等で、営業損失4億34百万円、経常損失5億30百万円、当期純損失5億8百万円を計上し、純資産もマイナス35百万円となりました。第77期事業年度の課題につきましても、安定的な利益の出る事業体制を構築する努力を継続するとともに貸借対照表の純資産の部の内容を改善する諸施策を検討し、講じることが最優先の課題と考えております。

以上の状況を踏まえ、当社は次の基本方針のもと、全役職員一丸となって対処する所存です。

①利益率の向上と安定的利益の確保

畜産物を中心とした当社基幹事業の中でも一次加工品及び加熱加工品を拡大強化するとともに、当社が得意とする事業分野での営業活動を活発化させることで利益率の向上と安定的利益の確保に努めます。

②リスクの分散・回避

相場変動や商品リスクを分散・回避するために、実需に見合う数量・価格等の取り引きを行いながら、商機をのがさず収益が確保できる仕組みの構築を目指します。

③機動的な資金の投入

商品の仕入れ及び販売の管理コントロールの徹底を図り、必要とする部門への機動的な資金の投入ができる体制構築を目指します。

④純資産の部の改善

純資産が△35百万円であることから、想定外で生じうるリスクに耐える体制とするため、貸借対照表における純資産の部を盤石なものとするに努めます。

以上の方針のもと、以前から掲げてまいりました「シンカ」を改めて提唱し、営業活動に邁進してまいります。

当社におきましての「シンカ」とは、物事の意味を深く理解する「深化」、変化する環境に適応し変化を続ける「進化」、モノの本当の価値を示す「真価」を意味してまいりました。全役社員が、今一度その意味を噛み締め、それぞれが関わる「ヒト・モノ・情報」全てに対する関係性をシンカさせ、その関わりの追求から、品質の向上や新たな提案を生み出し、個々の課題に対して的確に応える能力をシンカさせてまいります。

引き続き業容の拡大と、財務基盤の盤石化を図るとともに、現在の当社の置かれている環境を、絶好のノウハウ吸収の機会ととらえ、飛躍できる「強い会社」となるよう対処してまいる所存です。

(4) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(5) 資金調達の状況

当事業年度において、平成28年7月19日に当社取締役会の決議により、第三者割当による新株式を発行し、平成28年7月20日に1億50百万円の資金調達を行いました。

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第73期 (平成25年度)	第74期 (平成26年度)	第75期 (平成27年度)	第76期 (平成28年度)
売上高(百万円)	20,203	23,506	24,525	20,290
経常利益(百万円)	264	153	73	△530
当期純利益(百万円)	252	143	70	△508
1株当たり当期純利益	22円49銭	12円24銭	6円00銭	△42円34銭
総資産(百万円)	12,015	12,613	12,206	11,047
純資産(百万円)	114	319	263	△35
1株当たり純資産額	9円77銭	27円26銭	22円44銭	△2円70銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 「△」は損失を示しております。

(第73期)

第73期事業年度における我が国の経済は、中国の経済成長率が経済政策の変更から鈍化しその影響を受けましたが、安倍政権が掲げた新経済政策「アベノミクス」による大規模な金融緩和政策が円高修正をもたらし、国内需要が拡大傾向と、輸出関連産業の先行きに明るさをもたらしましたが、輸出が実際に増大していくのか、その成行きが注目される状況で期末を迎えました。このような環境下、当社の主要商材である鶏肉におきまして、円高傾向時の仕入商品販売が業績に大きく貢献し、利益につなげることができました。中国向け産業用車輛等の輸出につきましても、中国の経済政策の変更と、日中間の政治問題も影響して長期にわたり輸出が止まりましたが、車輛部品・エンジンにつきましても、期末にかけ回復基調となりました。この結果、当事業年度における売上高は202億3百万円（前事業年度比5.0%増）となり、営業利益は3億51百万円（前事業年度は、営業損失1億53百万円）、経常利益は2億64百万円（前事業年度は、経常損失2億98百万円）、当期純利益は2億52百万円（前事業年度は、当期純損失3億12百万円）となり、その結果、純資産が1億14百万円となりました。

(第74期)

第74期事業年度における我が国の経済は、本年4月に実施された消費税率引き上げ前の駆け込み需要等の影響により国内需要が一時的に高まり、消費税率引き上げ後の景況感の悪化は予想されていたレンジに納まったものとみられますが、円安傾向から輸入食材の高騰で消費の回復が鈍化し、今後の景気の動向に注意を払わざるを得ない状況で期末をむかえました。このような環境下、当社が取り扱う国内生活関連商材の需要につきましても、当事業年度を通じて需給バランスが堅調に推移し、主要商材である鶏肉・牛肉等の畜肉類等におきましては市場が底堅い動きであったことから、取扱数量・売上高とも穏やかに推移しました。この結果、当事業年度における売上高は235億6百万円（前事業年度比16.3%増）となりましたが、国際価格の上昇及び円安等による仕入価格の上昇等を販売価格に転嫁しづらい局面が続く、営業利益は2億24百万円（前事業年度比36.1%減）となり、経常利益は1億53百万円（前事業年度比42.0%減）、当期純利益は1億43百万円（前事業年度比43.2%減）となりました。

(第75期)

第75期事業年度における我が国の経済は、企業の業況感が総じて良好であったことから、穏やかな景気回復は継続していると考えられておりましたが、新興国経済の減速など海外での先行き不透明感、原油価格の下落等により物価上昇への思惑が相殺されたこと等で、景気回復の実感が乏しいなかで当事業年度末を迎えました。このような環境の下、当社の主要商材である鶏肉・牛肉につきましても、上半期では円安による価格上昇も国産品との価格差から需要も順調で好調を維持しておりましたが、下半期では円安が徐々に重くのしかかり販売価格への転嫁が思うように進まず、取扱数量・売上高とも微増に留まりました。中国向け産業用車輛・船舶部品の輸出は、中国の経済状況から総じ

て低調に推移しました。加工食品については、タイ産を中心に外食産業向けに取扱数量・売上高とも堅調で、化学品等の輸出は円安に支えられたこともあり、取扱数量・売上高とも順調に確保することができました。この結果、当事業年度における売上高は245億25百万円(前事業年度比 4.3%増)となりました。当社の業績を左右する畜産品のなかで、牛肉は外食向けは好調であったものの、鶏肉の輸入量が期末にかけ想定以上と報じられ、市場価格は軟化し、業績を伸ばすことができなかつたこと等から、営業利益が1億27百万円(前事業年度比 43.2%減)となり、経常利益73百万円(前事業年度比 51.7%減)、当期純利益は70百万円(前事業年度比 50.9%減)となりました。

(第76期)

当事業年度については、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (平成28年9月30日現在)

内外物資の輸出入、国内取引を主要業務としております。取扱商品は畜産物・加工食品・農産物・化学品・自動車部品など生活用・産業用資材全般にわたるとともに、それらに付帯または関連する業務を行っております。

(9) 主要な営業所等 (平成28年9月30日現在)

国内： 本社

(10) 従業員の状況 (平成28年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44名	—	42.9歳	13.6年

(11) 主要な借入先の状況 (平成28年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京U F J 銀行	3,924百万円
株式会社商工組合中央金庫	2,470
株式会社みずほ銀行	1,829
三井住友信託銀行株式会社	311
株式会社滋賀銀行	169
株式会社百十四銀行	113

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年9月30日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 13,282,197株 |
| (3) 株主数 | 794名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	所有株式数(千株)	持株比率(%)
太洋不動産株式会社	3,842	28.9
大東港運株式会社	1,654	12.4
山手冷蔵株式会社	1,253	9.4
柏原 滋	862	6.4
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 （常任代理人： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	604	4.5
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	373	2.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	182	1.3
株式会社商工組合中央金庫	182	1.3
三井住友信託銀行株式会社 （常任代理人： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	182	1.3
株式会社SBI証券	169	1.2

(注) 1.持株比率は自己株式（6,272株）を控除して計算しております。

2.平成28年7月20日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が1,548,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する状況（平成28年9月30日現在）

（1）取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柏原 滋	管理本部 管掌 生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司 管掌
常務取締役	加藤 邦男	営業本部 食料部 管掌
取締役	福中 昇男	営業開拓部 管掌
常勤監査役	五十島 滋夫	公認会計士
監査役	西澤 博	税理士（独立役員）
監査役	坂本 誠	

- (注) 1. 監査役 五十島滋夫、西澤 博及び坂本 誠の三氏は社外監査役であります。
2. 常勤監査役 五十島滋夫氏は、公認会計士として財務・会計に関し高い見識を有された方であり、経営全般に対する監督チェック機能を果たしていただいております。
3. 監査役 西澤 博氏は、税理士として財務・会計に関し高い見識を有された方であり、経営全般に対する監督チェック機能を果たしていただいております。
4. 監査役 坂本 誠氏は、三菱商事株式会社並びに上場会社等におきまして、管理部門業務を含む幅広い業務で活躍された方であり、経営全般に対する監督チェック機能を果たしていただいております。
5. 当社は、東京証券取引所に対して、監査役 西澤 博氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

（2）事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

（3）取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	3名	50,220千円	—
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	7,020千円 (7,020千円)	—
合計 (うち社外役員)	6名 (3名)	57,240千円 (7,020千円)	—

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成元年12月25日開催の第49回定時株主総会決議において年額250,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成元年12月25日開催の第49回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、独立した立場から経営への助言や監督を強化するために社外取締役を設置することの有効性を十分認識しており、社外取締役候補者の選定を行ってまいりました。しかしながら、経営への客観的かつ的確な意見をいただくためには、業界に関する知見を有した方である必要があり、また、当社経営者から独立性を有する必要があると考えており、現時点では、これらの要件を満たす適任者の方の選定に至っておりません。仮に、不適任者を社外取締役として選任した場合には、単なるコストの増加のみならず、迅速な意思決定を阻害するおそれがあるため、拙速に社外取締役を選任することは相当でないと判断しております。

なお、コーポレートガバナンスの強化及び企業価値の向上を図るべく、社外取締役を置くことについては、今後も適任と判断される人材の確保を検討してまいります。

② 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	兼 職 の 状 況
社 外 監 査 役	五十島 滋 夫	
社 外 監 査 役	西 澤 博	
社 外 監 査 役	坂 本 誠	

③ 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

当事業年度におきましては、監査役会を13回開催し、また、取締役会を16回開催しておりますが、五十島滋夫氏は、監査役会に全て、取締役会については13回出席し、公認会計士としての見地から適宜発言いただき、西澤 博氏は監査役会の全て、取締役会については14回出席し、税理士として培われた見識から適宜発言いただき、坂本 誠氏は、監査役会の全て、取締役会については13回出席し、事業法人で培われた知識・経験を活かし適宜発言いただき、監査機能を十分に発揮いたしました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

- (注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の辞任に関する事項

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載数字は下記のとおり表示しております。

- 1.金額については、表示単位未満を切り捨てております。
- 2.株式数については、千株未満を切り捨てております。
- 3.比率については、小数第二位を切り捨てております。

貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,364,262	流動負債	10,855,917
現金及び預金	2,686,871	支払手形	246,164
受取手形	18,032	買掛金	899,792
売掛金	3,294,557	短期借入金	8,818,616
商品	4,072,813	1年以内長期借入金	114,201
前渡金	220,054	未払費用	549,669
前払費用	35,020	未払法人税等	7,926
未収入金	33,939	前受金	206,988
その他	2,972	預り金	10,550
固定資産	683,109	デリバティブ負債	2,006
有形固定資産	307,032	その他	1
建物	127,421	固定負債	227,425
構築物	386	退職給付引当金	172,242
車両運搬具	1,235	繰延税金負債	44,303
器具及び備品	12,865	その他	10,879
土地	165,123	負債合計	11,083,342
無形固定資産	11,013	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	8,154	株主資本	△34,115
電話加入権	2,859	資本金	1,344,975
投資その他の資産	365,063	資本剰余金	1,306,916
投資有価証券	8,922	資本準備金	1,306,916
出資金	160	利益剰余金	△2,685,154
関係会社出資金	135,592	利益準備金	123,200
長期営業債権	46,461	その他利益剰余金	△2,808,354
その他	220,388	固定資産圧縮積立金	17,356
貸倒引当金	△46,461	別途積立金	3,050,000
資産合計	11,047,371	繰越利益剰余金	△5,875,711
		自己株式	△852
		評価・換算差額等	△1,855
		その他有価証券評価差額金	150
		繰延ヘッジ損益	△2,006
		純資産合計	△35,970
		負債及び純資産合計	11,047,371

損 益 計 算 書

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,290,993
売 上 原 価		20,078,263
売 上 総 利 益		212,730
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		647,423
営 業 損 失		△434,693
営 業 外 収 益		25,598
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,844	
受 取 賃 貸 料	12,019	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	1,246	
そ の 他	2,488	
営 業 外 費 用		121,139
支 払 利 息	96,278	
為 替 差 損	10,083	
そ の 他	14,777	
経 常 損 失		△530,234
特 別 利 益		24,362
投 資 有 価 証 券 売 却 益	24,362	
税 引 前 当 期 純 損 失		△505,871
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,692	
法 人 税 等 調 整 額	△774	2,918
当 期 純 損 失		△508,789

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月18日

太 洋 物 産 株 式 会 社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林 宏 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 千足 幸男 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋物産株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月25日

太洋物産株式会社 監査役会

常勤監査役 五十島 滋夫 (印)

監査役 西澤 博 (印)

監査役 坂本 誠 (印)

(注) 監査役 五十島滋夫、西澤 博及び坂本 誠は社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、平成28年11月11日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にするとともに、発行済株式の総数の適正化を図るため、株式の併合を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生ずるときは、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式の併合がその効力を生じる日

平成29年4月1日

4. 上記3の日における発行可能株式総数

4,000,000株

5. その他

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(ご参考)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数) 第6条当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000株</u> とする。
第7条(条文省略)	第7条(現行どおり)
(単元株式数) 第8条当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条~第44条(条文省略)	第9条~第44条(現行どおり)
(新設)	附則 第6条及び第8条は、平成29年4月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である「新日本有限責任監査法人」は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会が「監査法人アヴァンティア」を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の専門性、独立性、職務遂行能力、品質管理体制、当社の事業内容との親和性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適正と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成28年11月1日現在)

名 称	監査法人アヴァンティア	
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区三番町3番地8 泉館三番町6階
沿 革	平成20年5月	監査法人アヴァンティア設立
概 要	資本金	75百万円
	構成人員	
	代表社員（公認会計士）	2名
	社員（公認会計士）	6名
	職員（公認会計士）	24名
	（会計士補）	7名
	（その他の職員）	16名
	合 計	55名
	関与会社	17社

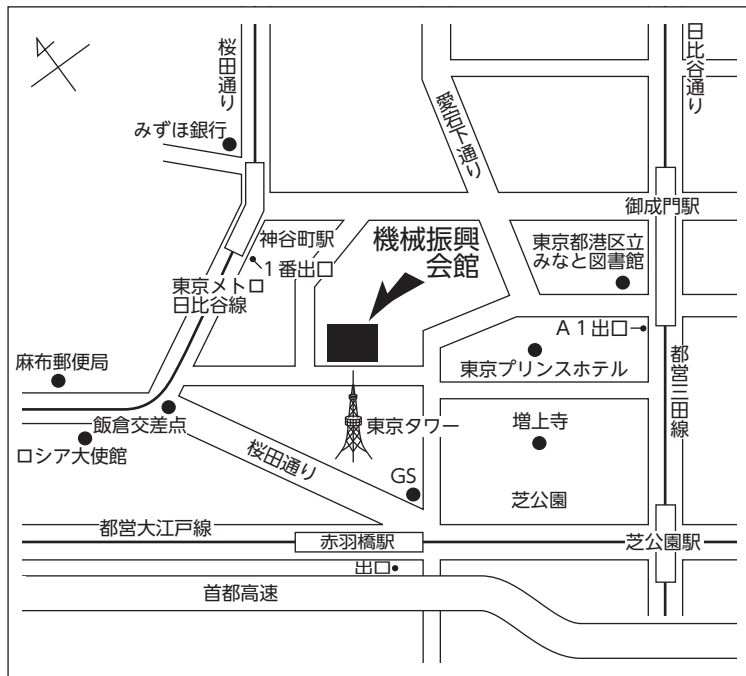
以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dotted lines for writing.

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園三丁目5番8号
機械振興会館 地下2階 ホール
連絡先 03 (5333) 8080 (総務部)



交通のご案内

最寄駅

- 東京メトロ：日比谷線 神谷町駅下車 徒歩8分
(1番出口東京タワー・芝公園方面出口)
- 都営地下鉄：大江戸線 赤羽橋駅下車 徒歩10分
(赤羽橋方面出口)
- 都営地下鉄：三田線 御成門駅下車 徒歩8分
(A1出口芝公園3・4丁目、増上寺、東京タワー方面出口)